補助金の交付までの流れ（保育士試験による資格取得支援事業）

1	講　座　の　受　講　開　始 保育士試験の筆記試験日から起算して２年前の属する月の１日までに受講開始していること（例：2020年４月18日に筆記試験を受験する場合は、2018年４月１日以降に受講開始した講座のみ対象）

↓

2	講　座　の　受　講　終　了

↓

3	保　育　士　試　験　の　受　験　・　合　格

↓

4	保　育　士　登　録　・　保　育　士　証　交　付

↓

5	対　象　施　設　で　の　勤　務 保育士証の交付を受けた後、対象施設で１年以上勤務してください。（１年以上継続して勤務されない場合は、交付を受けた補助金の返還が必要になる場合があります。）

↓

6	保育士試験受験対策学習費用支給申請書の提出 対象施設で勤務を開始した日の属する月の末日までに提出してください。 既に勤務されている場合は、保育士証の交付を受けた日の属する月の末日までに提出してください。

＋

7	補助金の交付申請および実績報告 ６と同時に提出してください。

↓

8	【県】　補助金の交付決定および額の確定

＋

9	【県】　補　助　金　の　交　付

↓

10	保育士資格等取得支援事業実施後の勤務実績報告書の提出 対象施設等で勤務を開始した日から１年を経過する日の属する月の末日までに提出してください。